

亀山市告示第50号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21911
- 3 路線名 川合40号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 川合町字日之出宮47番26地先
 - (2) 終点 川合町字日之出宮16番35地先
- 5 供用開始の期日 平成31年3月29日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21912
- 3 路線名 川合41号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 川合町字作千代治316番8地先
 - (2) 終点 川合町字作千代治316番3地先
- 5 供用開始の期日 平成31年3月29日

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21913
- 3 路線名 川合42号線
- 4 道路の区間

(1) 起 点 川 合 町 字 作 千 代 治 3 1 6 番 2 6 地 先

(2) 終 点 川 合 町 字 作 千 代 治 3 1 6 番 1 7 地 先

5 供 用 開 始 の 期 日 平 成 3 1 年 3 月 2 9 日